平成 27 年２月 25 日

各　　位

会　社　名　株式会社 SmartEbook.com
代表者名　代表取締役　假屋　勝
(JASDAQ・コード 2330)
問合せ先　取締役管理本部長　飯田　潔
電　　話　03‐6262‐1056

定款の一部変更についてのお知らせ

当社は、平成 27 年２月 25 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年３月 25 日開催予定の第 15 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

(1) 持株会社と事業会社を分離し、新規事業の開始及び、M＆Aによる事業拡張を円滑かつ効率的に行えるよう企業再編を実施し、新たな事業ポートフォリオを構築、業容の拡大を進めていくにあたり、原点に返り創業当時のブランドに戻すために、商号を「株式会社フォーサイド」に変更するものであります。また、経過的な措置を定めるため、所要の規定を附則に設けるものであります。

(2) 会計監査人が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会計監査人の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定及び、会計監査人の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。また、条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

２．定款変更の内容

別紙記載の通り

３．日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成 27 年３月 25 日(水)
定款変更の効力発生日	平成 27 年３月 25 日(水)

以　上

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（商　号） 第１条　当会社は、株式会社SmartEbook.comと称し、英文では、SmartEbook.com.Co.,Ltd.と表示する。 〈中　略〉 第37条～第39条（条文省略）	（商号） 第１条　当会社は、株式会社フォーサイドと称し、英文ではForside Co.,Ltd.と表示する。 〈中　略〉 （会計監査人の責任免除） 第37条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。 第38条～第40条（現行どおり） 附　則 第１条　第1条（商号）の変更は、平成27年4月１日に効力を生ずるものとする。なお、本条は、効力発生経過後削除する。